

別紙

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）
の一部改正等について

平成20年4月22日
国土交通省道路局企画課

1. 改正の背景

道路標識の種類、設置場所等は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1に、道路標識の様式については、同命令別表第2に規定されています。

道路標識は安全かつ円滑な道路交通を確保するために欠くことのできない重要な施設であり、道路利用者に対して種々の情報がわかりやすく提供されるよう、適切に設置・管理されることが必要となります。そのため、道路標識に関する道路利用者からの意見や今後の新直轄方式による無料の高速道路の整備等を踏まえ、下記の内容について命令の改正等を行うことを予定しています。

2. 改正の概要

（1）交差点における案内標識の分かりやすさの向上

①予告表示の方法の変更

交差点における方面、方向等の予告を行う案内標識は、標示板の下部に交差点までの距離を表示することとなっていますが、必要がある場合には、下記のように交差点までの距離と交差点名を表示することができます。これにより、予告案内としての視認性が高まるとともに、案内の対象となっている分岐点がより認識しやすくなることが期待されます。



(現行)



(追加案)

②「方面及び方向（の予告）」の車線毎の設置

高速道路等以外の道路において、方面及び方向並びにその予告を行う案内標識は、方面及び方向毎に分離して設置できることとされていますが、必要がある場合には、これを車線毎に設置できることを明確化します。



(方面及び方向の案内標識（分離タイプ）)

（2）距離を標示する「Km」の標記の「km」への変更

現行の標識令において、高速道路等の案内標識は「km」、それ以外の道路では「Km」とされており、道路の種別によって標記のばらつきがあるとともに、計量法やISOにおける正式標記も「km」であることから、「km」に統一します。

（3）高速道路等の有料／無料の区分の表示

今後、新直轄方式による無料の高速道路等が整備されることから、高速道路の入口の方向や入口の予告を案内する標識において、有料／無料の区分を下記のように表示できることとします。



3. スケジュール

平成20年6月上旬 公布・施行予定